

所得・控除算定方法

1 所得の算定方法

世帯の所得金額は、ひとりずつ算定し、最後に世帯全員分を合計してください。

給与所得

① 現在の勤務先へ就職した日が昨年1月1日以前の方

⇒ 昨年分の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記入されている額が所得金額です。

② 現在の勤務先へ就職した日が昨年1月2日以降の方

⇒ 就職した月から所得を確認する月の前月までの給与・賞与の合計を下表に当てはめて所得金額を算出します。

なお、就職してから12か月経っていない場合は、就職した月（就職した日が月の中途の場合はその翌月）から所得を確認する月の前月までの給与の平均月額を12倍し、そこに賞与を加えた額を下表に当てはめて所得金額を算出します。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて計算してください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算後の収入額で所得金額を算出してください。

※既に退職している勤務先の所得は0円としますので、算定に加える必要はありません。

12 か月分の収入額	所得金額（計算によりマイナスになる場合は0円）
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	12 か月分の収入額－650,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	969,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	970,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	972,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	974,000 円
1,628,000 円 ～ 1,803,999 円	① 12 か月分の収入額÷4＝A を算出 ② A の千円未満を切り捨てた額＝B を右の計算式に当てはめる。
1,804,000 円 ～ 3,603,999 円	B × 2.4
3,604,000 円 ～ 6,599,999 円	B × 2.8－180,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	B × 3.2－540,000 円
8,500,000 円以上	12 か月分の収入額×0.9－1,200,000 円

事業所得 ※事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等の所得が対象

① 現在の事業を開始した日が昨年1月1日以前の方

A 確定申告をした方

⇒ 確定申告書第一表の所得金額⑫「合計」から⑪「総合譲渡・一時」を差し引いた額が所得金額です。事業専従者がいる場合は、第二表「専従者給与額」を上表（**給与所得②**の表）に当てはめて所得金額を算出します。

B 確定申告をしていない方

⇒ 昨年1月～昨年12月の収入から必要経費を差し引いた額が所得金額です。

② 現在の事業を開始した日が昨年1月2日以降の方

⇒ 事業を始めた月から所得を確認する月の前月までの収入から必要経費を差し引いた額が所得金額です。

なお、事業を始めてから12か月経っていない場合は、事業を始めた月（事業を始めた日が月の中途の場合はその翌月）の収入から必要経費を差し引いた額の平均月額を12倍した金額が所得金額です。

年金所得 ※遺族年金、障害年金は除外

① 一昨年12月以前から年金を受けている方

⇒ 「昨年分公的年金等の源泉徴収票」等の支払金額欄を確認し、全ての年金の支払額を合算した後、下表に当てはめて所得金額を算出します。

② 昨年1月以降に年金を受け始めた方又は年金の支給額に変更があった方

⇒ 「年金決定通知書・支給額変更通知書」等の金額を年額とし、下表で所得金額に換算します。

本人の年齢	年金支払額	所得金額（計算によりマイナスになる場合は0円）
65歳以上	～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金支払額－1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金支払額×0.75－375,000円
65歳未満	～ 600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金支払額－700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金支払額×0.75－375,000円

2 控除の算定方法

次の控除に当てはまる場合には、所得金額から控除額を差し引くことができます。

世帯の合計所得金額から差し引くもの ※申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象

控除の種類	控除金額	控除を受けられる方	備考
㊦同居者・扶養親族控除	1人につき 38万円	次のいずれかに当てはまる方 ① 同居親族 ② 所得税法上の扶養親族のうち、同居親族以外の方	単身者以外は該当
㊧老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族・同一生計配偶者で70歳以上の方	
㊨特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者を除く）で16歳～22歳の方	
㊩障害者控除	1人につき 27万円	① 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 ⑤ 65歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	㊩の控除を受ける方は㊩の控除を合わせて受けることは不可
㊪特別障害者控除	1人につき 40万円	① 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 ⑤ 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 ⑥ 原子爆弾被爆者の方で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 ⑦ 常に就床を要して複雑な介護を要する方 ⑧ 65歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの ※申込者・同居親族が対象

控除の種類	控除金額	控除を受けられる方
㉑寡婦控除	27 万円	ひとり親控除には該当せず、以下のいずれかに当てはまる方 ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、次に掲げる要件を満たす方 ア 扶養親族を有すること。 イ 合計所得金額が 500 万円以下であること。 ウ その方と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいないこと。 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死の明らかでない一定の方のうち、次に掲げる要件を満たす方 ア 合計所得金額が 500 万円以下であること。 イ その方と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいないこと。
㉒ひとり親控除	35 万円	婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の方のうち、次の 3 つの要件の全てに当てはまる方 ① その方と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいないこと。 ② 生計を一にする子がいること（その年分の総所得金額等が 48 万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子に限る。）。 ③ 合計所得金額が 500 万円以下であること。